

議案第108号

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年9月3日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市病院等における人員及び施設の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号及び第2号中「第15条の2」を「第15条の3第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

医療法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。